

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 27 R1
提出年月日	令和3年6月29日

## 準拠規格及び基準に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別27 R0】の改訂版（R1）である。

改訂内容は以下のとおり。

- ・各施設が準拠する規格及び基準について、適用内容、適用対象施設等を明確にした。

※【濃縮個別27 R0】から変更した部分を青字にて示す。

## 目 次

1. 概要	1
2. 準拠規格及び基準の記載方針	1
3. 第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請での申請内容	2

添付1 今回の申請に係る準拠規格及び基準の適用内容、適用対象施設等について

## 1. 概要

本資料は、第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請の本文に記載の「準拠規格及び基準」の記載方針及び記載内容について説明するものである。

## 2. 準拠規格及び基準の記載方針

- ・準拠規格及び基準は、事業変更許可申請書との整合及び技術基準への適合性の観点から、申請対象設備の設計、製作等に使用する規格及び基準を記載するものとし、新規制基準を踏まえた変更点が明確になるよう変更前後表の形式とする。
- ・上記については、「適合すべき基準に関連する炉規制関連法令」及び「技術基準に規定される性能を満足させるための基本的なもの」とし、「技術基準規則解釈」に引用されるもの等とする。

例：炉規法、炉規則、技術基準規則、JSME、JEAC、JEAG、JIS、ASME 他

- ・既認可の設工認申請書（新規制基準への適合に係る第1回～第3回申請を含む）においても上記と同様の考えで「準拠規格及び基準」を記載している。今後の申請を踏まえると、本施設の設工認申請書の「準拠規格及び基準」に記載する規格及び基準名等は下表のとおりとなる。

規格及び基準の種類		規格及び基準名	対象施設・設備
全施設共通	炉規法等の基本規格類	炉規法、炉規則、技術基準規則、労働安全衛生法、日本産業規格（JIS）等	全施設
	耐震設計を行う際に準拠する規格類	建築基準法、剛構造設計基準、建築設備耐震設計・施工指針、各種合成構造設計指針・同解説等	全施設※1
施設個別	火災の検知、消火に関わる規格類	消防法	その他の加工施設（非常用設備）
	電気設備の設計に用いる規格類	電気事業法、日本電気工業会規格（JEM）、電気設備に関する技術基準を定める省令	その他の加工施設（非常用設備）
	UF <sub>6</sub> を大気圧以上で取り扱う設備に適用される規格類	高圧ガス保安法	濃縮施設（均質・プレンドッキング設備）
	一般産業規格以外の規格	Deutsches Institut für Normung（DIN：ドイツ規格協会）、ANSI又はISO規格	濃縮施設（UF <sub>6</sub> 処理設備） 核燃料物質の貯蔵施設（貯蔵設備）

※1：建物か設備・機器か、1G設計を行うかによって適用規格及び基準は異なる。

- ・なお、記載にあたっては、具体的な規格及び基準番号、名称及び制定又は改訂年度も含めたものとする。

3. 第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請での申請内容

上記方針を踏まえた第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請の「[準拠規格及び基準](#)」について、[適用内容](#)、[適用対象施設等を整理したものを添付1](#)に示す。なお、[整理に合わせて変更前後の記載内容の適正化](#)を行った。

今回の申請に係る準拠規格及び基準の適用内容、適用対象施設等について

No	変更前	変更後	適用内容、適用対象施設等	設工認 関連箇所	適用対象施設			
					遠心機更新/第4 回	第4回		
					濃縮施設	廃棄施設	放管施設	その他の加工施設 (非常用設備)
1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号)	変更なし	適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
2	建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)		各設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
3	建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号)		各設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
4	労働安全衛生法 (昭和47年6月8日法律第57号)		各設備の工事に於いて適用する規格等として、各施設に対して適用する。	工事の方法	○	○	○	○
5	核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和41年7月19日総理府令第37号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
6	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第17号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
7	加工施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日原子力規制委員会規則第6号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
8	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号)		適合すべき規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
9	日本産業規格 (JIS)		各設備の設計製作に適用する規格等として、各施設に対して適用する。	全体	○	○	○	○
10	日本建築学会 2005年 鋼構造設計規準 —許容応力度設計法—		各設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。 耐震設計における許容応力等について当該規格を適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書	○	○	○	○
11	日本建築センター 2014年 建築設備耐震設計・施工指針 2014年版		各設備の耐震設計において適用する規格等として、各施設に対して適用する。 耐震設計におけるボルトの応力計算等について当該規格を適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書	○	○	○	○
12	日本建築学会 2010年 各種合成構造設計指針・同解説		各設備の耐震設計において適用する規格等として、当該設備を有する施設に対して適用する。 耐震設計におけるボルトの許容許容引抜力等について当該規格を適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書	○	○	○	○
13	発電用原子力設備規格 材料規格 JSME S NJ1-2012		1G 設計を行う設備に適用する規格等として、当該設備に対して適用する。 耐震設計における各設備の塑性域の許容応力等について当該規格を適用する。	Ⅲ 加工施設の耐震性に関する説明書	○	○	○	○
14	—		Deutsches Institut für Normung (DIN: ドイツ規格協会)	更新する2Aカスケード排気系ブースタポンプ (CS系) 及び2号カスケード排気系ブースタポンプ (CB系) の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。	仕様表 (左記設備)	○※1	—	—

## 今回の申請に係る準拠規格及び基準の適用内容、適用対象施設等について

No	変更前	変更後	適用内容、適用対象施設等	設工認 関連箇所	適用対象施設			
					遠心機更新/第4 回	第4回		
						濃縮施設	廃棄施設	放管施設
15	電気事業法 (昭和39年7月11日法律第170号)	変更なし	非常用設備(非常用電源設備)の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。	基本設計方針、仕様表等	—	—	—	○
16	日本電気工業会規格(JEM)		非常用設備(非常用電源設備)の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。	基本設計方針、仕様表等	—	—	—	○
17	電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年3月27日 通商産業省令第52号)		非常用設備(非常用電源設備)の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。	基本設計方針、仕様表等	—	—	—	○
18	消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)		基本設計方針で示す非常用設備(消火設備)の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する。	基本設計方針	—	—	—	○
19	消防法施行令 (昭和36年3月25日政令第37号)		基本設計方針で示す非常用設備(消火設備)の設計製作において適用する規格等として、当該設備に対して適用する	基本設計方針	—	—	—	○

※1：第4回申請のみ該当